

平成 29 年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成 29 年 5 月 17 日(水)

三田共用会議所 大会議室

○法務省保護局総務課被害者等施策班 西崎補佐官

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました法務省保護局の西崎と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

貴重なお時間をいただきまして、今回は更生保護における犯罪被害者等施策について、御紹介を申し上げます。

まず更生保護は余りなじみではない言葉だと思いますが、リーフレットを御覧いただきたいのですが、更生保護は犯罪や非行をした人たちの社会の中での改善更生、立ち直りに対していろいろな指導や支援を行うという取組です。

更生保護は、官民共同で長く行っているものでして、皆様方におかれましては、先ほども岩城さんのお話の中に出てきましたが、保護司さんの方がむしろ身近ではないかなと思っておりますけれども、その保護司さんと保護観察官が協働して、犯罪をした人たちの立ち直りを支援しているという取組でございます。つまり、加害者である犯罪や非行をした人たちの立ち直りを直接的に支援しているというところですので、被害者支援の取組からは若干遠い存在であるという認識もおありかもしれませんが、加害者を指導、支援をしている立場だからこそできる被害者支援、関わりというものもございます。

そうした観点から、10 年前、平成 19 年の 12 月からですが、更生保護の分野におきましても、犯罪被害者等基本計画の 256 の施策のうちの 4 つについて、更生保護における犯罪被害者等施策として取り組むこととなりました。その 4 つの施策について、簡単に御紹介をしたいと思います。

お手元のリーフレットをお開きください。刑事政策、刑事司法の手続の流れがございす。その時々に応じて更生保護における犯罪被害者等施策が関わっているという構図になっております。

1 つ目は、被害者等通知制度です。被害に遭われた方々には、加害者の今の状況、どんなことをしているのか、どんな状態にあるのかということを知りたいというニーズがあります。そこで、プライバシーとの関連で出せる情報というのは限られているとはいえ、やはり少しでも被害に遭われた方々にお知らせをしたいということで、被害者等からのお申出に基づき通知を行っております。

これは検察庁で例えば公判の状況だとか、裁判の結果だとか、そういったことについて平成 12～13 年頃から通知の制度がございました。それを公判後の例えば受刑中の状況だとか、その他諸々の加害者の処遇の状況につきまして通知の範囲を拡充したというものです。

2 つ目は、意見等聴取制度です。これは、被害者の方々の意見をお述べになりたい、つまり「言いたい」というニーズによるものです。この制度の説明に先立って、刑事政策の

流れを簡単に御紹介いたしますと、裁判で実刑判決を受けた方は、刑務所に入って懲役や禁錮の刑を受けるわけですが、その中での行状がよい、あるいは帰るのにふさわしいところがあるなどの条件により仮釈放が許されて、刑期の途中で外へ出て、残りの期間保護観察に付されるのですが、刑事政策的には、社会に軟着陸をさせて手厚い支援、指導をして再犯をさせないための取組の1つであります。その仮釈放を決める国の機関が、地方更生保護委員会というところですが、その仮釈放、少年の場合は仮退院と呼んでおりますけれども、その審理に対して、被害に遭われた方々が意見を述べることができるという制度です。述べられた御意見は、仮釈放を許すか否かの判断材料の一つとして考慮されるほか、保護観察を行う上での貴重な情報として参考とされます。

3つ目は、保護観察中の者に対して被害に遭われた方々の御心情、お気持ちだとか御要望などについて、保護観察所がそれをお聞きして、書類にして、それを加害者に朗読して伝達をするという心情等伝達制度というものも導入しています。

これは単に伝書鳩みたいに伝えるというものではなくて、お聞きしたことをきちんとお伝えすることによって加害者の反省悔悟の情を深めさせるなどして、その処遇効果を高めることで再犯を防ぐとか、あるいは贖罪意識を高めさせることを期したものです。

4つ目は、これらの施策を通じてさまざまなお悩みごとの御相談だとか、支援が必要だと気付いた時には、例えば関係機関を御紹介したりだとか、つないだりするというような相談・支援を行っております。

これらの取組を実施するために、保護観察所や地方更生保護委員会に約 1,000 人いる保護観察官のうち 100 名ほどを、被害者対応に専任する被害者担当官として配置し、更にもその方々の相談・支援を行う保護司、保護司という名称は、加害者を担当しているというイメージが非常に強いと思うんですけども、被害者の相談に専ら応じる被害者担当保護司も全国に配置しております。

また、専用電話、専用相談室も設置しております。専用電話につきましては、このリーフレットの裏側の真ん中にございます。何か必要な御相談等がございましたら、この電話番号にお架けいただければと思います。

刑事政策の中でも、警察が川の上流、川上とすれば更生保護の分野は川下、最後のところで、例えば、仮釈放の期間が終われば、加害者に対して法律に基づいた対応ができなくなってしまいます。その場合、かなり事件から時間が経っている場合もありますが、被害に遭われた方がその被害が回復しているとも限らないですし、その辛い思いが解消しているともいえないという状態に、私たちは数多く接しております。

そうした場合に、私たちはその期限が来れば手を離さないといけないというジレンマがございまして、やはり地方公共団体の皆様方のお取組が非常に助けになるところでございます。実際に私が被害者担当官をしていた頃に、地方公共団体の方に御相談を申し上げたこともございます。そうした取組が今後進んでいってほしいと思っておりますので、まずは連携をお願いします。

全国の保護観察所に、地方公共団体の皆様方と是非連携をするようにと指示をしております。また、保護観察所の担当の者からいろいろな連携についての御相談、もうすでに連携をされていて、会議などに参加をさせていただいているような保護観察所もあるように伺っておりますので、より連携を深めていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私の方からは以上です。ありがとうございました。